

《建設政策》関西交流ニュース

2018年9月 No.223



発行：NPO建設政策研究所 関西支所

〒540-0035 大阪市中央区錦町1丁目1-1・AKレスティンズ 501号室
 (tel)06-6941-6058 (fax)06-6941-6115 (E-mail) nre28145@nifty.com
 郵便振替 00950-0-117703 / 近畿労働金庫大阪中央支店・普通 5210780
 /口座名：建設政策研究所関西支所
 (関西支所ホームページ) <http://hd829716.life.coocan.jp>
 関西交流ニュース：定価250円(送料別)〈年間個人会費に含〉

MO・KU・JI

【情報と交流】

- ★第17回地方議会議員研修会開催
—ご参加、有り難うございました—
- 【建設研究(話題、課題、投稿etc)】
- ★大阪北部地震、ブロック塀倒壊事故に思う
…蚊口
- 【投稿】
- ★人には最大限の配慮を…TK



第17回地方議会議員研修会開催 ご参加、ありがとう ございました。

関西支所主催の第17回地方議会議員研修会は、テーマを「安心して住み続けられる地域づくりを考える」と題し、8月2日(木)～3日(金)の二日間、エル・おおさか(大阪市中央区)にて開催いたしました。同研修会には全国(1都1道2府24県、58議会)から県議会議員7人、市議会議員72人、町議会議員2人、村議会議員1人、合計82人が参加されました。二日間の長丁場にもかかわらず、ご参加・ご協力いただき誠に有り難うございました。



紙面をお借りしてお礼申し上げます。(関西支所スタッフ一同)

●●●●●●●●1日目 8月2日(木) 全体会●●●●●●●●

- 記念講演
自治体の災害対応力の強化
講師：河田恵昭氏(関西大学 社会安全学部 特別任命教授 / 人と防災未来センター長)
- 特別講演
台風第12号「紀伊半島大水害」を経験して
「人の命が一番」を基本に 災害に強い町づくり
講師：新元明生氏(三重県南牟婁郡紀宝町 危機管理監)

●●●●●●●●2日目 8月3日(金) 講義 ●●●●●●●●

- 選科A
自治体の防災・減災対策と災害時の議会・議員の役割
講師：鍵屋 一氏(跡見学園女子大学 コミュニティデザイン 学科教授 / (一社)危機管理教育研究所 主席研究員)
- 選科B
公共施設の再編と都市計画・まちづくり
講師：森 裕之 氏(立命館大学 政策科学部 教授)
- 選科C
人口減少時代の地域づくり
～公共空間の再構築による持続可能な社会の創出～
講師：沼尾波子氏(東洋大学 国際学部国際地域学科 教授)

大阪北部地震、 ブロック塀の倒壊事故に思う

6月18日午前7時58分に発生した大阪北部地震は、大阪市北区、高槻市、枚方市、茨木市、箕面市の5市区で震度6弱を観測、都市部の朝の通勤・通学時間帯を直撃しました。交通機関のマヒ、ライフラインの寸断、ビルやマンションのエレベーター停止・復旧の長期化など、都市部での地震被害が特徴的に見られました。被害集計（総務省）は7月末時点で、大阪府内で死者5名、2府5県で負傷者435名、住家全壊12棟・半壊273棟・一部破損41,459棟、火災7件と発表されています。震源に近い地域では、お盆を過ぎた今でも瓦がずり落ちた屋根を覆うブルーシートが多く見られます。

今回の地震では、死者5名のうち2名がブロック塀の倒壊・下敷きによる圧死でした。特に、小学4年生の女児が被害に遭った高槻市立寿栄（じゅえい）小学校のブロック塀倒壊現場からのTV中継は、長さ40m、総重量12トン以上にも及ぶ塀が一気に崩壊した際の凄まじさを全国に伝えました。同時に視聴者は、街中には類似の危険な塀が存在することを認識することとなりました。地震後、国や自治体は既存の塀の点検を進めていますが、塀は街中に無数にあります。なかには所有者不明の空き家など行政の手が及びにくいところに危険な塀もあるでしょう。私たち一人ひとりが「危なそうな塀」を見分ける知識を持ち、とりあえず「近づかない」ことが大事です。

寿栄小学校のブロック塀に関しては、建築基準法施行令に照らして、①高さが規定の「2.2m以下」となっておらず、擁壁1.9m+ブロック塀1.6mと、総高が道路面から3.5mになっていたこと（ただし、施行令では地盤面をどこに据えるかの規定がない）②高さ1.2m以上の塀には控壁を「3.4m以下の間隔」で設けなければならないが、控壁が無かったこと。③塀内部の鉄筋は基礎から頂部まで一本で通さなければならぬが、擁壁（プール躯体）と塀部分は33cmの短い鉄筋で接続されていたこと、などが指摘されています。

では、塀に関する基準はどうなっているのか、概要を図表にまとめてみました。詳細は見ていただくとして、私見ですが注意点をいくつか示します。

■ 塀に関する法律上の基準は建築基準法施行令によります。しかし、施行令では例えば塀の高さを規定していてもどこからの高さなのか示されていないなど、曖昧な部分もあります。こうした不明瞭な部分を補い、より安全なものとするために日本建築学会は施行令を上回る規準を設け、これを推奨しています。塀の高さ等についても図表1のように具体的に規準を示しています。街中の塀をチェックする際には、最低基準として施行令の規定を知っておけばよいですが、もし、塀を設計するならば、学会規準で設計されることを推奨します。

■ 図表2に示すように、「塀」といっても「ブロック塀」と「組積造の塀」があります。簡単に言うと前者は空洞コンクリートブロックを鉄筋で補強して造る塀で、後者はレンガや石、あるいはコンクリートブロックを積み上げて造る無筋（高さ1.1m超は鉄筋が必要ですが…）の塀です。レンガや石の塀は分かりやすいですが、コンクリートブロックを使っている塀は「ブロック塀」なのか「組積造の塀」なのか微妙なものもあります。今回の寿栄小学校の報道で「ブロック塀の高さは2.2m以下」という数字が飛び交いましたが、1.2m以下の「組積造の塀」にも厚さや控壁の規定がありますので注意しましょう。

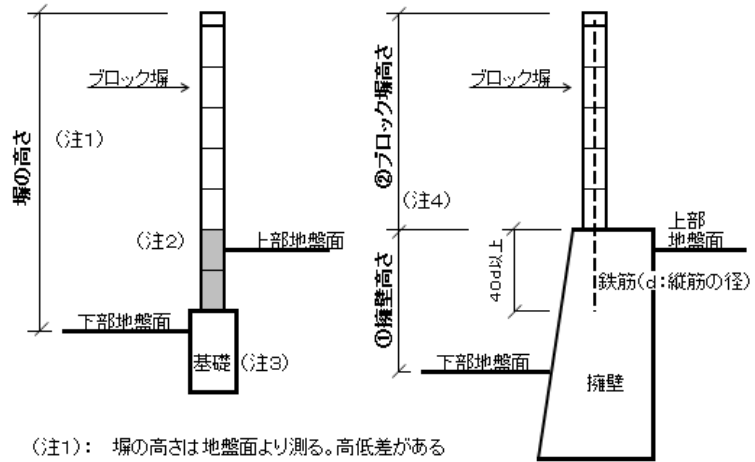
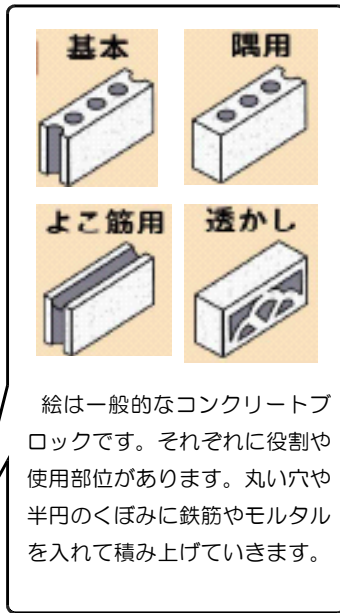
■ 塀が倒壊する外的要因としては、地震のほかにも暴風・強風などの風圧力によるものや重量物の立て掛け、人（子供の遊びなど）の登はんなども考えられます。高さ、厚さ、控壁などの基準を満たしていても、老朽化・ブロックの欠損・鉄筋の腐食などが進行していれば倒壊の危険性は増します。古くて波打っている塀などは特に注意が必要です。

大阪北部地震は、街中にある塀が凶器になり得ることを、尊い命と引き替えに私たちに教えました。設計者も施工者も、自宅や職場に塀がある人も、街を歩く一般の人も、悲しい事故が起きないようにあらためてチェックを呼びかけます。

（関西支所事務局員：蚊口哲也）

図表1

ブロック塀の高さ方向の測定基準など(日本建築学会規準より)



- (注1): 塀の高さは地盤面より測る。高低差がある場合は低い方による。
- (注2): 塀は土に接してはならない。ただし土に接する部分の空洞部にコンクリート又はモルタルを充填する場合は400mm(ブロック2段)まで土に接することは可。
- (注3): 基礎は鉄筋コンクリート構造とする。ただし立ち上がり部分はコンクリートを充填した型枠ブロックとすることも可。
- (注4): 擁壁上にブロック塀を設ける場合の高さは以下のとおり。
①が1m以上の場合、②は1.2m以下。
①が1m未満の場合、②は(2.2m-①)以下。

図表2

塀に関する建築基準法施行令の基準と日本建築学会が推奨する規準

	建築基準法施行令(注1) 《法律上の基準》	日本建築学会規準 《推奨する規準》	
ブ ロ ッ ク 塀	高さ	2.2m以下	2.2m以下
	壁の厚さ	高さ2.2m以下の場合10cm以上 高さ2.2m超えの場合15cm以上	高さ2.2m以下の場合12cm以上 高さ2.2m超えの場合15cm以上
	控壁 (注2)	塀の長さ3.4m以下ごとに控壁を設ける (控壁の長さは塀の高さの1/5以上)	塀の長さ3.4m以下ごとに控壁又は控柱を設ける (控壁の長さは40cm以上。また天端からの下がり切は塀本体の高さより45cm以内)
	基礎 (注3)	基礎の根入れ深さは30cm以上 基礎の丈は35cm以上	基礎の根入れ深さは35~50cm以上(基礎形状と高さによる) 基礎の丈は根入れ深さ+5cm以上
鉄筋等	①鉄筋径9mm以上を使用する ②縦筋・横筋とも80cm以下の間隔で配筋する ③壁の四隅(両端・上下)と基礎に配筋する ④先端はカギ状に折り曲げる ⑤鉄筋の廻りにはコンクリート又はモルタルを十分に詰める	①D10(高さ1.8m超の場合はD13)以上の異形鉄筋を使用する ②横筋の間隔は80cm以下とする 縦筋の間隔は、高さ1.6m以下は80cm以下 高さ1.6m超は40cm以下とする このほか、左記の③~⑤に加え、細かな規定有り	

注1)建築基準法施行令第52条の6、第52条の8

注2)控壁は塀の高さ1.2mを超えるものに適用

注3)基礎の根入れ深さとは地中に埋まる深さのこと

	建築基準法施行令(注1) 《法律上の基準》	日本建築学会規準 《推奨する規準》	
組 積 造 の 塀	高さ	1.2m以下	I形基礎の場合は1.1m以下 逆T形・L形基礎の場合は1.4m以下 なお、1.1m超のものは鉄筋による補強が必要
	壁の厚さ	その部分から壁頂までの垂直距離の1/10以上	15cm以上
	控壁	塀の長さ4m以下ごとに壁の厚さの1.5倍以上 突出した控壁を設ける	塀の長さ3.6m以下ごとに60cm以上突出した控壁を設ける
	基礎	地中に20cm以上埋める	地中に30cm以上かつ塀の高さの1/4以上埋める

注1)建築基準法施行令第61条

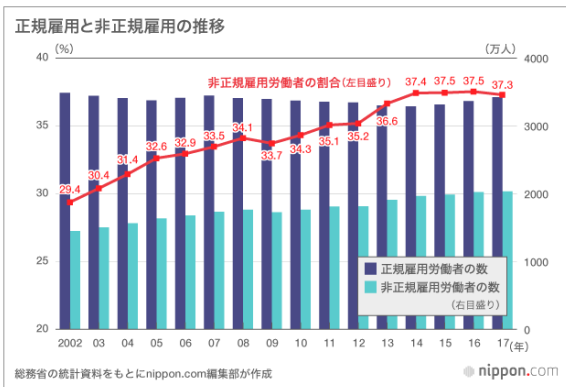
読者投稿

人には最大限の配慮を ～非正規労働者の処遇改善へ～

◆あの財界人が反省 『そういう資本主義でいいのか』

先日、とある勉強会で「オリックスの宮内義彦チェアマンが今日の資本主義のあり方について反省している」という話を聞きました。調べてみると、朝日新聞（2017.12.17）に掲載された、宮内義彦氏（オリックス・チェアマン）、中西宏朋氏（日立製作所会長）、佐藤隆文氏（元金融庁長官）の三氏へのインタビュー記事のなかで、宮内氏が次の様なことを語っています。「『経営者は株主に奉仕する』というのが資本主義の原則だ。私もそれが最も効率的に社会に富をもたらすと訴えてきた。『業績を上げるのが最優先だ』と。今はこの考え方が変わった」「米国

は企業の稼ぐ力では抜きこんでいるが、貧富の格差が社会の亀裂を生んでいる。これを調和させるために社会が払うコストは高い。ここ5年ほどで『そういう資本主義でいいのか』と疑問を抱くようになった」「会社は人、モノ、カネをうまく使って経営する。だが、人はモノやカネとは違う。最大限の配慮が必要だ。経済活動は人に奉仕するために存在する。『昔言っていたことと違う』と言われるかもしれないが、時代にあわせて人は変わるべきだ。次の時代は、より分配に力を入れた社会をめざすべきだ」と。私の認識では、オリックスの宮内氏といえば、経済同友会や日本経団連の中心人物で「日本的経営」を新自由主義の立場から改革することを標榜し、さまざまな規制緩和を仕掛けてきた人で、今日の非正規労働者の増大や格差社会の拡大をもたらした張本人だと思っています。その人が「…貧富の格差が社会の亀裂を生んでいる」とか「そういう資本主義でいいのか」とか、あげくは「時代にあわせて人は変わるべき」とは、開いた口が塞がらないとはこの事だと言いたくなります。しかし、宮内氏をしてそう言わせる今の日本の現状、特に安倍政権が進めてきた格差拡大政治は、もはや行き詰まっていて、早急に舵を切り直さなければならないところに来ているのだと、あらためて認識しました。



◆諸問題に拍車をかけてきた非正規雇用

グラフは、正規労働者・非正規労働者の推移を示しています（総務省労働力調査／nippon.com HPより）。2017年では正規3423万人、非正規2036万人で、被雇用者に占める非正規の割合は37.2%に達しています。労働者の3人に1人が非正規というのが日本の現状です。

表は、正規労働者と非正規労働者の年収比較です。正規478万円に対し非正規170万円と、格差は308万円にもなります。さらに男女間格差もあり、女性の非正規労働の場合、年収は150万円にも届きません。また、非正規労働は賃金格差のみならず社会保険費用の負担や各種手当の支給、休暇、福利厚生面の面などさまざまな面で格差を強いています。こうした格差は若者に「結婚できない」「出産できない」状況をもたらし、人口減少、少子高齢化、税収減など日本

正規・非正規 年収比較 (2014年)

正規	非正規	年収差
477.7万円	169.7万円	308万円

正規・男性	非正規・男性	年収差
532.3万円	222.0万円	310.3万円

正規・女性	非正規・女性	年収差
359.3万円	147.5万円	211.8万円

※ 国税庁「民間給与実態統計調査」

社会が抱える諸問題に拍車をかけてきました。非正規労働者の労働条件を大幅に改善し、さらには正規雇用を大幅に増やすことが日本の経済と社会にとって、いま最も重要なことではないでしょうか。

◆関西の生コン業界では 日々雇用労働者の処遇大幅改善

今年、関西の生コン業界では非正規労働者の労働条件が大幅に改善されました。

関西の生コン業界では、長期にわたる建設投資の減少とこれに伴う生コン需要の激減を背景に、生コン価格の低価格・ダンピング競争の時代が続いていました。このとき多くの会社が深刻な経営危機に陥っていました。これを乗り越える過程において、生コン工場や設備の統廃合、輸送部門の外注化・備車化をはじめさまざまな「合理化」が行われ、大量の日々雇用労働者が生まれました。経営者、労働者ともに共通の課題となっていた窮状からの脱出は、「生コンの品質確保と安定供給、生コン価格の適正化」を目的とした政策（「生コンの適正価格とその決められ方」(2012年5月/建設政策研究所関西支所)と、これを活用した建交労関西支部の運動によって、その後、生コン協同組合による共同販売の発展や、生コン価格の引き上げ・安定へと前進してきました。しかし、8割を占めると言われる日々雇用労働者の処遇は大きな課題となっていました。

そうしたなか今年の春闘では、関西建設関連オーナー会（160社）と近畿生コン関連協議会（建交労関西支部、連合・交通労連生コン産労・U Aゼンセン関セ労組）との間で、初の集合交渉・代表折衝が行われることとなり、日々雇用労働者の処遇改善を中心に協議がすすめられました。その結果、日額賃金を最低15,000円とすること、すでに15,000円を超えている社は18,000円を上限に1,000円引き上げること、日々雇用労働者に福利厚生資金を支給することなどが合意され、労組側が「業種別

統一労働条件確立の第一歩となる画期的で歴史的な到達点」と評価できるものとなりました。また、関西の生コン業界をめぐっては一部に「スト」と称して出荷を妨害し、威力業務妨害容疑で警察の強制捜査を受けるような“労組”がありますが、これについても「連帯労組とは関わらない」ことを合意し、「連帯労組を除いたセメント・生コン業界で働く全ての労働者や中小企業の環境改善・安定化にむけた制度実現のため奮闘していく」ことを確認したとのことでした。

労働者のうち非正規労働者の占める割合が高くなっていくいま、生コンでの成果は、労働組合が非正規労働者（多くが未組織）の処遇改善を前面に掲げて要求し、企業経営者がこれに応じて改善を図ったという点から、まさに画期的な第一歩だと思えます。冒頭のオリックス宮内チェアマンの言葉をあえて借りれば「人はモノやカネとは違う。最大限の配慮が必要だ。経済活動は人に奉仕するために存在する。次の時代は、より分配に力を入れた社会をめざすべき」です。早くそういう日本になることを願います。

（投稿・・・TK）

集合交渉での合意内容

1. 正規労働者の賃金引き上げについては現行通りとし、但し、合理化などを行っている社については個別交渉とする。
尚、賃金委員会において基準となる基本賃金を小委員会をもって協議していく。
2. 一時金については昨年実績通りとする。
3. 福利厚生資金について昨年実績通りとする。

《日々雇用労働者の処遇改善について》

1. 日額賃金15,000円未満の社については15,000円に到達させる。
2. 15,000円以上18,000円未満の社については1,000円引き上げる。
但し、日額賃金18,000円を上限とする。
3. その他の取扱については現行通りとする。
4. 福利厚生資金について、今期に限り福利厚生資金を支給する。
但し、支給金額・支給時期・支給方法については、日々雇用委員会の小委員会において協議決定する。

Topics



■平成30年7月豪雨

6月28日～7月8日にかけて日本を襲った集中豪雨は、西日本を中心に北海道や中部地方など全国各地に被害をもたらした。台風7号に加え、長い間停滞した梅雨前線がもたらした記録的な雨は、堤防決壊や内水氾濫、崖崩れ・土砂流出などを発生させ、被害は死者220名、行方不明10名、住宅全壊5,236棟、半壊5,790棟、床上浸水13,258棟、床下浸水20,942棟（7月末現在総務省発表。7月下旬の台風12号含む）に及んだ。

特に、広島県安芸郡では、2014年の被害と同様に山沿いの斜面を切り開いた造成地での土砂災害が多く発生しており、現地が風化花崗岩のもろい地形であることや、こうした土砂災害の危険がある地域の宅地開発のあり方等について指摘がされている。

また、今回の豪雨災害では砂防ダムの崩壊やため池の堤防の決壊、満水になったダムの放流操作をめぐる問題など、多くの課題が浮かび上がった。

■イタリア、ジェノバで高架橋崩落

8月14日、イタリアのジェノバにある幹線道路の高架橋（高さ約50m）が、長さ80mに渡って崩落した。通行中の車両30数台が巻き込まれ40人を超える人命が失われている。この橋については構造的欠陥があるとして、専門家が2年前に「架け替えが必要」と指摘していたという。11年前にアメリカのミネアポリスで崩落した高架橋とも次のような共通点がある。①どちらも1967年に建設されており、40年、50年が経過している。②1960年代の設計時点で予想されていた交通量を大幅に上回る交通量があった。③老朽化が指摘されてはいたが、予算不足から抜本的な対策が出来ていなかった。④背景に国の財政事情があり、インフラへの公共投資そのものが激減していた。などである。

イタリアでは第二次世界大戦後の1950～60年代に好景気を迎え、高速道路網をはじめとし

ごまかされるのか 消費税増税対策

▼予定では、消費税は19年10月から10%に上がる。安倍政権で2度も延期されているので、また延期になるのではないかと楽観論もあるが・・・！▼消費税は逆進性である。高所得者に比べ、低所得者の税金の負担割合が多い。本来の税制は、累進課税である。所得の高い人には多く、低い人には少なく課税することで、所得の格差を是正する。▼政府は消費税増税に向けた対策を検討している（5月15日日経新聞）。その柱の一つは、国内総生産（GDP）の6割を占める個人消費の喚起だ。増税後に①住宅ローン減税を一時的に引き上げる。②自動車取得税の廃止と燃費に応じた税率の新税導入。▼もう一つの柱は、企業への対策で①商品価格を増税後に上げるのではなく、増税前から上げる。②14年4月から「消費税還元セール」は禁じられているが、改正して、増税後一斉に価格に転嫁されないようにする。③小売業者には「総額表示」を推奨し、消費者に消費税が意識されないようにする。▼ミエミエのごまかし対策でも容認されると高を括る。どう反応するのだろうか国民は。この内閣を見離す日も近いのではないか。

（・・・by 服は売らないGU）

たインフラ整備が急速に進んだ。その当時に造られた建設物がいま、耐用年数とされる築後50年を迎えていることになる。この状況は日本もまた同じで、インフラ老朽化対策、維持管理・改修予算の確保が大きな課題となっている。

■建設キャリアアップシステム開始時期延期

この秋から運用開始する予定だった建設キャリアアップシステムは、本運用を来年4月からの開始に延期することとなった。システム開発に想定より時間を要したためとのことだ。システム自体は年内に完成し、年明けから限定運用で検証しながら4月に本運用するスケジュールである。